

修正版

**「中学校 社会科のしおり」2016年度3学期号
地理学習 トラの巻⑫ 領土問題の指導**

読者のみなさまへ

いつも定期冊子「中学校 社会科のしおり」をご愛読くださりまして、まことにありがとうございます。

さて、本誌の2016年度3学期号(発行：2017年1月4日)に掲載した「地理学習トラの巻⑫ 領土問題の指導」(掲載箇所：p. 2～5)の記述内容におきまして、正確性に欠ける表現や誤解をまねく表現がございました。関係各位、および読者のみなさまに、謹んでお詫び申し上げます。

本件に関する修正後の「地理学習トラの巻⑫ 領土問題の指導」を作成いたしました。どうかお収めいただき、生徒のみなさまにはよろしくご指導くださいますよう、伏してお願い申し上げます。

また、今後も、誤りがなく内容のよい教材づくりに、鋭意取り組んでまいり所存でございます。いっそうの努力をしていきたいと存じますので、これからもどうかひきつづきよろしくご指導・ご鞭撻くださいますよう、お願い申し上げます。

2017(平成29)年3月

株式会社 帝国書院

領土問題の指導

元全国中学校社会科教育研究会会長
独立行政法人北方領土問題対策協会理事

赤坂寅夫



その一 領土問題の指導の必要性

「トラの巻」では、これまで地理的分野の学習を中心に全般的な内容とその展開の仕方、地理的技能の育成の仕方について示してきました。今回は「領土問題」の指導の在り方について考えてみたいと思います。というのは、社会科教育研究会や校内研修等において、先生方から「学校に外国人の生徒が在籍しており、領土問題を扱いづらい」「領土問題をどう扱うべきかわからない」という声が多く聞かれたことと、大学での「社会科教育法」を受講している学生が中学・高校で受けた授業の実態調査から彼らの領土問題の認識がかなり低いという結果を受けて考えたからです。

領土問題の解決には、国民世論の喚起が必要です。平成26年に中学校と高等学校の現行学習指導要領解説の一部改訂が示され〈「中学校学習指導要領解説」及び「高等学校学習指導要領解説」の一部改訂について（通知）〉、「我が国の領土に関する教育」の「一層の充実を図る」こととなり、平成28年度以降に使用される教科書に反映されています。

国籍を問わず一人一人の個人に主権が存在し相互に尊重すべきことと同様に、国家にも主権が存在し、国家間で尊重すべきことであることは周知の事実です。「外国ともめている問題だから触れない」、「当該の外国籍の生徒がいるから授業で扱わない」という消極的な見方考え方は国家社会の形成者の育成を

指す社会科として妥当なものではありません。領土問題としての事実認識は必要です。難しい問題だからこそ丁寧に扱い、理解を深めることが必要です。私は独立行政法人北方領土問題対策協会の理事として学校教育界を代表して、企業、労働団体、議員、官公庁、外国大使経験者など多様な業界の代表の方々と接する機会があります。それらの方々から多く寄せられる意見は、領土問題を社会科の授業等できちんと扱い、領土問題の正しい認識と青少年への普及・啓発を図ってほしいというものです。私自身も国民全体の領土問題の正しい認識には、学校教育での実践と普及・啓発が最も効果があり大切な事項と考えています。



ポイント①

領土問題を扱うことは
社会科として必須の要件

その二 日本政府の見解は…

領土問題は当該の地域に対する国と国の見解の相違によるものです。北方領土については、1855年の日露通好条約や1875年の樺太・千島交換条約等の歴史的経緯などの認識はされていることでしょう。しかし日露通好条約が結ばれた1855年2月7日にちなんで「2月7日は北方領土の日」と制定されていることを知っている先生は少ないようです。ましてや竹島や尖閣諸島については、これまで教科書ではわずかに触れられるだけでした。

このような「外国ともめている問題」は、

個人の見解ではなく公の見解＝国の見解を明示することが必要です。教科書には「日本固有の領土」や「不法に占拠」の表現がみられ、新聞記事等には「尖閣諸島には領有権の問題は存在しない」などの表現が見られます。教師個人の意見表明としてではなく、政府の見解として「日本固有の領土」や「不法に占拠」という表現を使用してください。日本政府の見解にもとづいて平成26年に一部改訂された現行学習指導要領の解説編において「領土に関する教育の充実について」に示された中学校社会の改訂の通りに理解することが大切です。

ここに示された「日本固有の領土とは何か、不法に占拠とはどのような状況を指すのか、領有権の問題が存在しないとどのようなことか」など、生徒の疑問に沿って、わが国の見解を示す必要があります。



ポイント②

「日本固有の領土」、「不法に占拠」などのキーワードを理解すること



ポイント③

領有権をめぐる動きは、歴史的経緯を理解すること

その三 双方の主張を整理すると

正しい認識と丁寧な扱いのために、歴史的経緯と日本の立場・主張を中心に、関係国の主張も示すことが重要です。日本と関係国双方の主張を取り上げることで、日本の領土に関する理解がさらに深まると考えるためです。概要は、表1～3の通りです。

表のようにそれぞれは、カイロ宣言、ヤルタ会談、サンフランシスコ平和条約など第二次世界大戦及びその戦後処理の事象に関わる問題なので、地理的分野だけでの授業では難しく、歴史的分野、公民的分野あるいは特設単元での授業が望ましいと考えます。地理的分野では、教科書に示されているように、日本の領土の範囲、地球上における日本の領土の位置を地図や地球儀を活用して理解させることが大切です。

表1 北方領土をめぐる日本とロシアの立場

日 本	ロシ ア
<p>○国際法上、①日露通好条約（1855年）で、北方四島が日本の領土であることがきめられた ②樺太・千島交換条約（1875年）で明示されたとおり、千島列島には北方四島は含まれていない ③サンフランシスコ平和条約（1951年）で放棄した千島列島は得撫（ウルツプ）島以北の千島列島のみである。この千島列島の解釈は1956年の対日覚書でアメリカ合衆国も公的に認めている</p> <p>→ 第二次世界大戦当時、有効であった日ソ中立条約を無視して日本に宣戦布告し、一方的に北方四島を自立領にしたロシア（ソ連）の言い分は到底受け入れられない</p>	<p>○1945年2月のヤルタ会談で、ソ連が日本に参戦することを条件として、日露戦争で侵害されたロシアの権利を回復するために、南樺太のソ連への返還と千島列島のソ連への引き渡しを、米英ソの3か国の首脳で約束した。</p> <p>○北方四島を日本の領土として承認した1855年の日露通好条約の前提が、日本による日露戦争と第二次世界大戦という領土拡張で崩壊されたのだとしている</p> <p>→ ロシアは北方四島を含む千島列島全島に対して合法的な領有権を主張している</p>

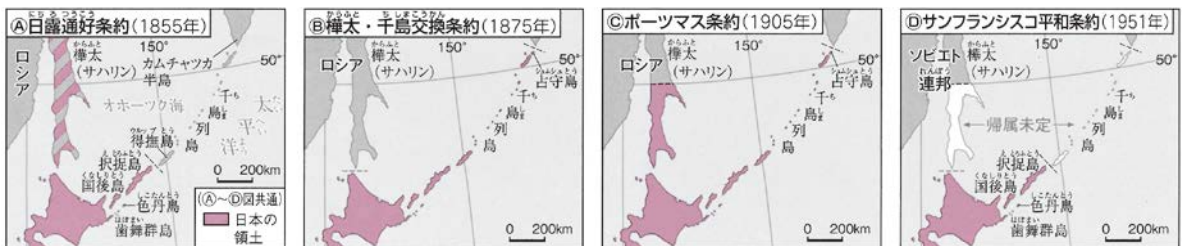


図1 『社会科 中学生の地理』 p.126 「②北方領土周辺の国境の移り変わり」

表2 竹島をめぐる日本と韓国の立場

日 本	韓 国
<p>○江戸時代の初期（17世紀初め）には、鳥取藩の町人が幕府の許可を得てウルルン島にわたる際、竹島を航路の目印として、またアシカなどの漁獵地として利用していた。このことから、遅くとも17世紀半ばには日本が竹島の領有権を確立していたと考えられる ○1905年竹島を島根県に編入することを閣議決定した ○サンフランシスコ平和条約の作成段階で韓国は、条約作成にあっていたアメリカに対して、日本による竹島の放棄を規定するように求めたが、アメリカは、竹島が韓国の領土であったことはないとして、韓国の要請を拒否した ○平和条約発効直前の1952年1月に韓国は李承晩ラインを設定し、不法に竹島を占拠した</p> <p>→ 日本は3度にわたり国際司法裁判所に付託することを提案しているが韓国は拒否を続けている</p>	<p>○韓国の立場は、①6世紀以来韓国は竹島を領有してきた、②1905年の島根県編入の閣議決定により竹島を日本に奪われたが、第二次世界大戦後には日本による韓国領有は無効となったので、韓国固有の領土である「独島」（竹島の韓国名）の日本の領有も無効になった、というものである</p> <p>→ 「独島」が韓国固有の領土である以上、日本との間に領土紛争は存在しないとして国際司法裁判所での紛争解決を一貫して拒否している</p>

表3 尖閣諸島をめぐる日本と中国の立場

日 本	中 国
<p>○1890年代、尖閣諸島でアホウドリの羽毛採取が開始され、たびたび現地調査を行い、清（中国）を含むどの国の支配が及んでいないことを確認し、1895年に尖閣諸島を沖縄県に編入することを閣議決定した ○1951年のサンフランシスコ平和条約において、尖閣諸島は沖縄県の一部としてアメリカの施政下に置かれ、その後沖縄返還で沖縄県の一部として返還された ○中国が領有権の主張を始めたのは、原油などの存在の可能性が指摘されたのちの1970年代以降で、それまでは日本の領有に異議を唱えてこなかった</p> <p>→ 尖閣諸島が日本の領土であることは明らかであり、他国との間で領有権の問題は存在しない</p>	<p>○根拠として、①中国の明代の文献から、中国が最も早く釣魚島(魚釣島の中国名)を発見し命名して利用を開始したことがわかる、②明代以降、中国の海上防衛の区域に組み入れられただけでなく、清代には台湾地方政府の行政管轄下に編入されていた、③16～19世紀の中国や外国の地図においても尖閣諸島が中国の一部とされていた、としている ○また、①1943年のカイロ宣言が、台湾など日本が中国から「盗取」したすべての地域を中国に返還すべきと規定している、②日本は、カイロ宣言の条項を実施しなければならないとするポツダム宣言を受け入れている、③サンフランシスコ平和条約で日本が台湾を放棄、も根拠としている</p> <p>→ 台湾の一部である尖閣諸島が法的には台湾とともに中国に返還されているはずだとしている</p>

その四 北方領土問題をより深く理解するために

北方領土、竹島、尖閣諸島それぞれ時間をかけて丁寧に扱うべきですが、ここでは、北方領土の問題を例に詳しく解説していきます。実際に多くの日本人が住み、生活を営んでいた北方四島が第二次世界大戦後ソ連(ロシア)によって一方的に法的根拠なく70年以上占拠されていること、これまで平和条約締結に向けてたび重なる外交交渉がなされてきたこと、

国として領土返還要求運動が組織され普及・啓発の運動が展開されてきたこと*など、経緯が多岐にわたり、関連資料が多くあります。

北方領土は、日本がロシアより早く存在を知り、多くの日本人がこの地域に移住して生活を営み、父祖伝来の地として受け継いだものです。しかしソ連は1945年8月8日、当時まだ有効であった日ソ中立条約に違反して対日参戦し、日本がポツダム宣言を受諾した後の1945年8月28日から9月5日までの間に北方四島すべてを占領しました。さらにソ連は

*現在、内閣官房の領土・主権対策企画調整室で竹島問題、尖閣諸島をめぐる問題も扱っています。また島根県においては、2005（平成17）年3月、島根県議会で「竹島の日を定める条例」が可決され、竹島に関する学習や「竹島・北方領土問題を考える作文コンクール」などさまざまな取り組みが展開されています。（帝国書院地理シリーズ 別巻『日本と世界の領土』 p.35参照）。

1946年に北方四島を一方的に自国領として編入し、当時四島全体に住んでいた約1万7千人の日本人を強制退去させました。それ以降今日に至るまでソ連・ロシアによる法的根拠のない占拠が続いており、この北方領土問題が存在するため、日本とロシアの間にはいまだに平和条約が締結されていません。強制退去させられた約1万7千人の方々は北海道など日本各地に移住し、平成26年12月現在6400人余りの元島民の方が生存されておりその子孫の方々を含めると3万5千人余りの元北方領土居住者・関係者の方々がおられ（外務省発行「われらの北方領土（2015年版・資料編）」）、その多くの方々が北方領土の返還を待ち望んでいます。戦後70年以上も続く北方領土問題を解決し、元北方四島島民及び関係者の方々の願いを実現させるためにも、北方領土問題の正しい認識の普及・啓発のために授業できちんと扱うことが重要です。

そのために国の機関として内閣府に「北方対策本部」、その関係機関として「独立行政法人北方領土問題対策協会」があり、さまざまな取り組みと普及・啓発の活動や関係資料の発行をしています。また意外と知られていませんが、都道府県と市町村に関係部署の課があり、多様な団体が加盟する「北方領土返還要求運動都道府県民会議」とともに、官民あわせて2月と8月を「北方領土返還運動全国強調月間」として、大会やパネル展、街頭での啓発活動などさまざまな取り組みやイベントが行われています。学校以外でのこのような取り組みを理解することも大切です。

学校教育関係者を対象としたこれらの機関や団体が主催する研修や事業があります。

- ・北方領土青少年等現地視察事業
- ・北方領土問題教育指導者現地研修会
- ・北方四島交流事業（ビザなし交流）



図2 根室港出航前の船舶「えとぴりか」と訪問団『日本と世界の領土』（帝国書院 地理シリーズ 別巻）p.37 写真は筆者撮影

- ・「北方領土に関する」全国スピーチコンテスト（中学生対象） など

これらの研修には、文部科学省から派遣依頼の通知文書が各都道府県教育委員会に発送されています。都道府県民会議の下にこれらの研修に参加した先生方で組織された「教育者会議」があり、研修の報告や北方領土に関する授業の実践事例の開発、公開授業、教材の開発などがされています。

【北方領土の授業 展開例】

- 北方領土の位置と面積
- 北方四島の自然（地形・気候・生態）
- 北方四島の開拓と戦前のくらし
- 北方領土問題の歴史的経緯
- 問題解決に向けた交渉と取り組み
- 北方四島交流事業（ビザなし交流）

今後北方領土に関する授業を実践してみようとする先生方は、外務省や「独立行政法人北方領土問題対策協会」のホームページを検索して、関係資料や教材を取り寄せるとともに、都道府県の教育者会議の先生方にアドバイスを受けることがよろしいかと思います。（※昨年12月15、16日の日ロ首脳会談では、「特別な制度の下での共同経済活動」について話し合われました。一方で、当初期待された北方領土の返還については、大きな前進がありませんでした。今後も返還に向けての世論の高まりが必要です。社会科での扱いはさ

らに重要となっています。)

《参考文献》

帝国書院 地理シリーズ 別巻『日本と世界の領土』
……北方領土、竹島、尖閣諸島の問題だけではなく、
領土・領域と国境、日本の領域の変遷、排他的経済
水域、世界の領土・領域をめぐる問題など、広く深
く探究できる内容となっています。